

## 令和3年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査について（概要）

### 1 調査内容

- (1) 調査基準日：原則として、令和3年5月1日
- (2) 調査対象：都道府県及び市区町村教育委員会（学校組合を含む。）
- (3) 調査方法：都道府県教育委員会を通じ、調査票を配布、回収（指定都市教育委員会については都道府県教育委員会を介さず直接調査票を配布、回収）。
- (4) 主な調査項目：コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入状況、地域学校協働本部の整備状況、地域学校協働活動推進員等の配置状況等

#### ◆◇コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）とは◇◆

- ・コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を置く学校であり、学校運営協議会とは法律に基づき教育委員会より任命された委員が、一定の権限と責任を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。

#### コミュニティ・スクールの主な3つの機能

##### 【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5】

- 校長が作成する学校運営の**基本方針を承認**する
- **学校運営について**、教育委員会又は校長に**意見を述べる**ことができる
- **教職員の任用に関して**、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に**意見を述べる**ことができる

- ・平成29年3月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、学校運営協議会の設置が努力義務化されました。

- ・第三期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）においては、全ての公立学校がコミュニティ・スクールになることを目指しています。

#### ◆◇地域学校協働本部とは◇◆

- ・地域学校協働本部は、多くのより幅広い層の地域住民・団体等が参画し、地域と学校が目標を共有しながら「緩やかなネットワーク」を形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制です。

（1）コーディネート機能 （2）多様な活動 （3）継続的な活動

といった特徴があります。

- ・地域学校協働活動とは、社会教育法第5条第2項に規定される地域住民等が学校と協働して行う様々な活動を指します。

- ・第三期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）においては、全ての小中学校区において地域学校協働活動が推進されることを目指しています。

## 2 調査結果の概要

### (1) コミュニティ・スクールの導入状況

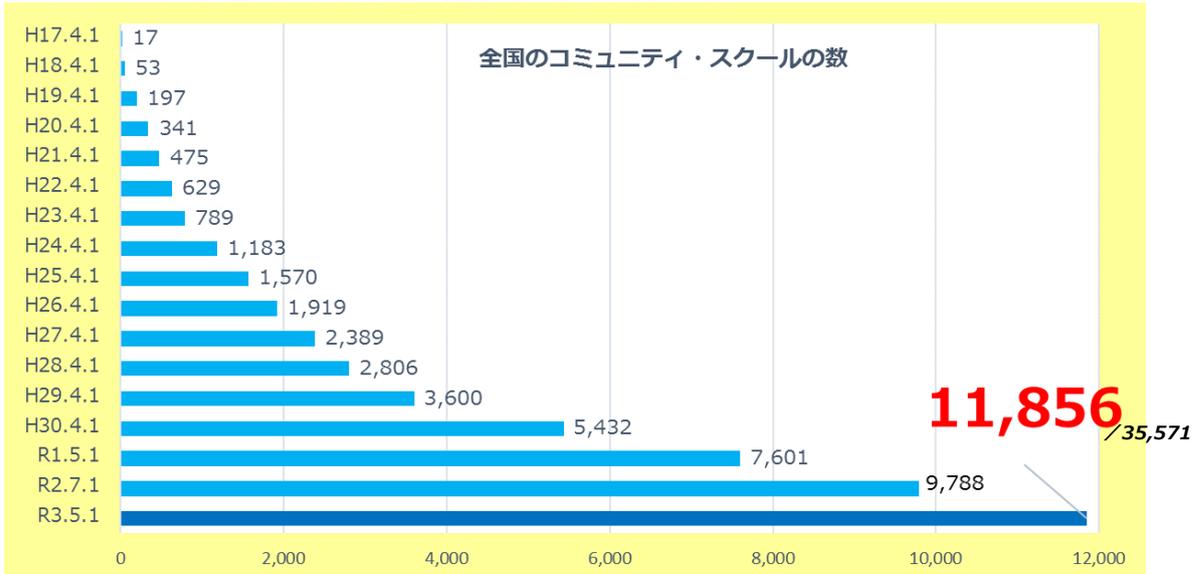
#### ① 全国の公立学校におけるコミュニティ・スクールの数

**11,856校 (導入率33.3%)** (前年度から2,068校増加 (導入率6.1ポイント増))

※ コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づく学校運営協議会を置く学校を指し、法律に基づかない自治体独自の取組については除いている。

※ 全国の公立学校とは、幼稚園 (幼稚園型認定こども園を含む) ・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校のこと。

※ 学校数の母数は今回調査において教育委員会から回答のあった学校数としている。



(参考)

全国の公立小学校、中学校、義務教育学校におけるコミュニティ・スクールの数

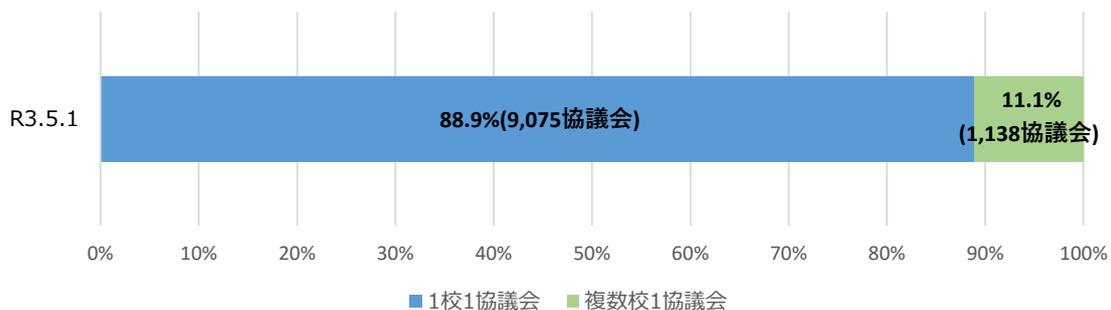
**10,485校 (導入率37.3%)** (前年度から1,804校増加 (導入率6.6ポイント増加))

#### ② 学校運営協議会の設置状況

全国の学校運営協議会の数 **10,213協議会 (11,856校)**

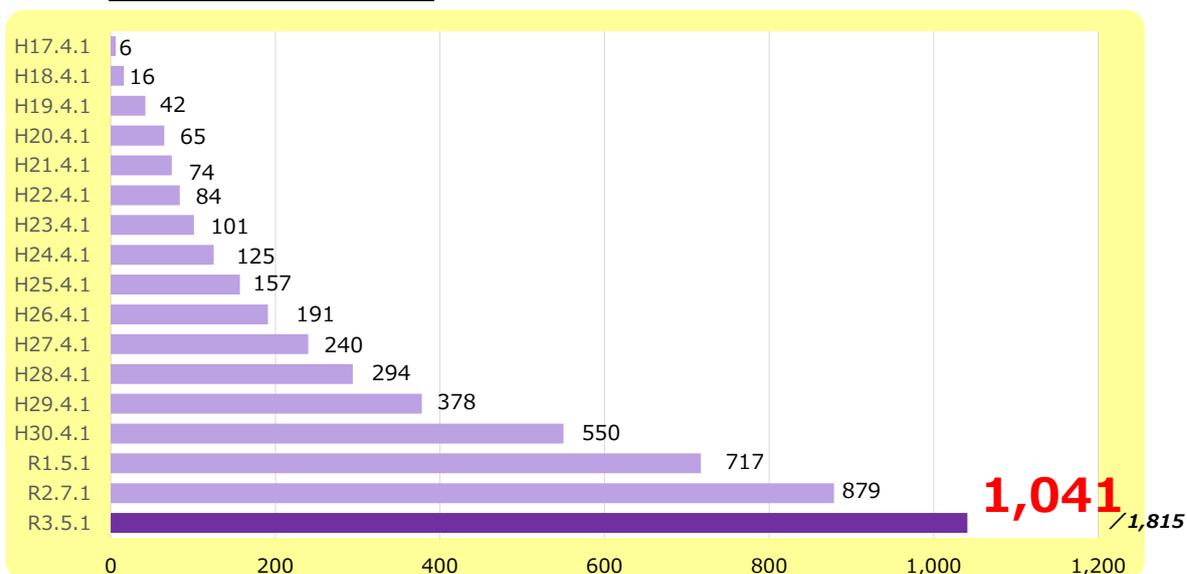
1校に1つ設置している協議会の数	<b>9,075協議会 (9,075校)</b>
複数校で1つ設置している協議会の数	<b>1,138協議会 (2,781校)</b>

※ 「複数校で1つ設置している協議会」とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の「二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる」を根拠に置かれた学校運営協議会を指す。



③ コミュニティ・スクールを導入している自治体数

**1,041自治体 (57.4%)** (32道府県、998市区町村、11学校組合)



※ 自治体の母数は1,815 (47都道府県20指定都市、1,718市区町村、30学校組合)。今回調査において教育委員会から回答のあった数としている。

(2) 地域学校協働本部の整備状況

※ 国庫補助事業「地域と学校の連携・協働体制構築事業」で補助をしているものに限定されず、教育委員会から回答のあった数としている。

① 全国の公立学校において地域学校協働本部がカバーしている学校数

**19,471校 (54.7%)** (前年度から1,341校増加 (4.4ポイント増加))

(参考)

全国の公立小学校、中学校、義務教育学校において地域学校協働本部がカバーしている学校数

**18,296校 (65.1%)** (前年度から1,230校増加 (4.8ポイント増加))

② 全国の地域学校協働本部数

**11,439本部** (前年度から561本部増加)

(3) 地域学校協働活動推進員等の配置状況

① 全国の地域学校協働活動推進員等

**31,012人** (前年度から2,190人増加) **1,576自治体 (86.8%)**

② ①のうち教育委員会が社会教育法に基づき、地域学校協働活動推進員として委嘱をしている者

**8,843人** (前年度から1,504人増加) **574自治体 (31.6%)**

※ 平成29年3月の社会教育法の改正により、教育委員会が地域学校協働活動推進員を委嘱することができるようになった。地域学校協働活動推進員とは、社会教育法第9条の7において定められている、教育委員会の施策に協力して地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う、教育委員会が委嘱している者のこと。

③ ①のうち学校運営協議会委員である者

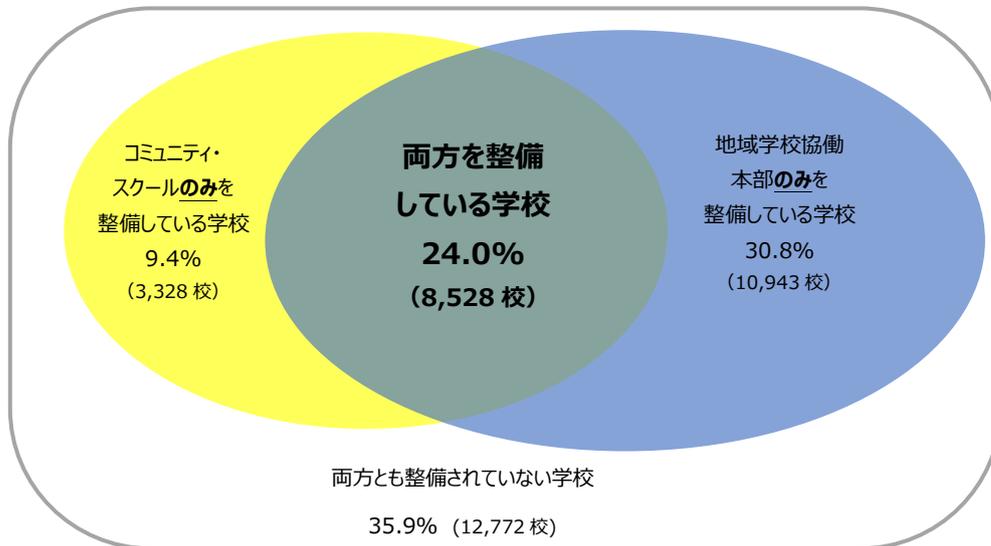
**6,770人** (前年度から1,815人増加)

(4) コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な整備状況

- ① 全国の公立学校においてコミュニティ・スクールと地域学校協働本部をともに整備している学校数

**8,528校 (24.0%)** (前年度から1,761校増加 (5.2ポイント増加))

【全学校種】



※ 単位未満を四捨五入しているため、計と内訳の合計とは一致しない場合がある。(以降の各表・グラフにおいて同じ。)

(5) 学校運営協議会の『類似の仕組み』の実施状況

- ① 全国の公立学校において学校運営協議会の『類似の仕組み』を実施している学校数

**6,859校 (19.3%)** (前年度から1,029校減少 (2.6ポイント減少))

※ この調査の『類似の仕組み』の定義：法律に基づく学校運営協議会制度ではないものの、学校又は中学校区単位ごとに、教育委員会や学校が作成する要綱等により設置されている、地域住民及び保護者が学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体（学校評議員や学校関係者評価のみを行うことを目的とした委員会等は除く）。

【全学校種】

